

復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域において機械等
 を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度	結 業 年 度	法人名		
・	・		()	
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 計 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	21	円
			22	
			23	
			24	
			25	
			26	
			27	
			28	
			29	
			30	
			31	
			32	
			33	
			34	
			35	
			36	
			37	
			38	
			39	
			40	
41				
42				
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	43
			当期控除可能額	44
			翌期繰越額 (43) - (44)	45
			計	(17)
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	当期分	(5)
			計	(9)
			合計	

別表六の二十五 平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（十五）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条の2第2項若しくは第3項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第25条の2の2第2項若しくは第3項（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

(1) 震災特例法第25条の2第1項の表の各号の第5欄に掲げる減価償却資産又は同法第25条の2の2第1項に規定する特定機械装置等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）

(2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

2 この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3 「翌期繰越額45」の各欄の外書には、震災特例法第25条の4第1項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は平成24年改正法附則第34条第2項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される措置法第68条の15の3（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二（十七）の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。